

確定申告資料の作成にあたり

■ Web 簿記システムでらくらく仕訳、固定資産管理 ■

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について、その所得金額とこれに対する税額を納税者自らが計算し、その年の翌年《26年分の場合：平成26年2月16日（月）から3月16日（月）までの間》に申告をすることで納税又は還付を受けることになっています。

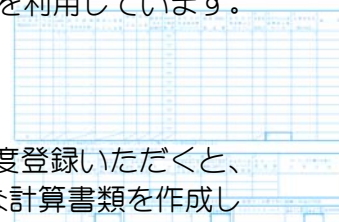
《JA 確定申告支援サービス Web 簿記システムのご紹介》

確定申告の時期になると、貯金通帳や請求書・領収書などを集めて確定申告に向けた農業所得の計算に追われていませんか？これらの作業は非常に煩わしく相当な時間と労力が必要となります。また、度重なる税制改正や青色申告者については複式簿記の記帳が必要になるなど、相当の知識や勉強が必要となります。そこで、JA 確定申告支援サービス Web 簿記システムをご紹介します。



□受けられるサービスの内容 □ 年間利用料金：1名当たり2,000円（税別）

申し込みをされた皆様のJA取引データ（普通貯金・購入代金の決済）は自動的に費用や収入勘定へ振り分けを行い、確定申告前には農業所得の収支決算書が出来上がっているようにすることがサービスの目的です。現在、JA越前たけふでは369名の農家がこのサービスを利用しています。**登録されている方から優先的に確定申告の相談を実施致します。**



① 減価償却資産の管理

農業機械や設備、車両、建物など所有されている固定資産の情報をJAに一度登録いただくと、自動的に正確な減価償却費の計算を行い、償却資産一覧表など税務申告に必要な計算書類を作成します。

② 記帳代行による農業収支決算書の作成支援

機械的に仕訳ができない取引やJA以外での現金取引なども含めた農業関係の取引について、どのようにするかを定期的に確認し、白色申告や青色申告まで税務申告に必要な各種書類の作成支援など農家の税務申告をサポートします。

③ 簿記仕訳データの提供

JAを利用いただいた取引内容をすべて複式簿記のデータに変換して、ソリマチ農業簿記ソフトに一括入力します。これで、JAで取引した内容についてはいちいちパソコンで記帳する必要はありません。ご自分でパソコンを使って決算書を作成している方や集落営農組合の会計担当者は、一気に作業時間が短縮できます。

④ 確定申告書の作成、e-Taxによる申告も可能、Web 簿記システムを利用することにより確定申告書も作成でき、e-Taxでの電子申告も可能です。



【JAに寄せられた農家の声】

- ◎ 減価償却費の計算が瞬時にでき、申告にかかる時間が短縮できた。
- ◎ JAから仕訳データをもらったので、青色申告ができるようになった。
- ◎ 税務署に聞かなくても、税制改正やe-Taxなど簡単に対応できた。
- ◎ 通帳コメントがわかりやすくなって、集落営農組合の経理もやり易くなった。
- ◎ ソリマチ農業簿記ソフトへ取引内容をそのまま移行できるため、非常に便利。



※内容については各支店営農指導員にお気軽にお問い合わせください。

■ Web 簿記システムを利用していない方へ ■

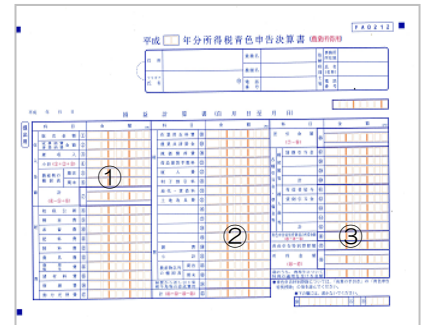
税務署から送付されてくる申告書の記入にあたり、まずは 26 年分の農業収支計算から農業所得を計算し、他の所得（給与所得、年金所得、一時所得）と合算の上かかる所得税を計算します。

■ 農業所得の基本 ■ ① 収入 - ② 経費 = ③ 所得

① 収入（農業に関する販売代金などの収入）

② 経費（農業に関するすべての必要経費）

確定申告相談時によく仕訳がわからない（どこに計上すれば？）という質問がありますが、まずは我が家の普通貯金（農業用）の仕訳から始めましょう。



普通貯金（農業用）の仕訳

麦・大豆・そば 担い手の方への補助金等についてわからない点はお問い合わせください。

日付	摘要	お支払金額● (コメント)	お預り金額○ (コメント)	仕 訳 (青色申告決算書)	留意事項
26-...	土地改良費	●●●●	××土地改良区	経費 土地改良費	一括もしくは分割
26-...	自動車共済	●●●●	車のナンバー	経費 租税公課	農業用割合に応じて(○○%)
26-...	固定資産税	●●●●	・・・シ・・・チョウ	経費 租税公課	農地、農舎(宅地分は×)
26-...	購読料	●●	農業新聞 月分	経費 通信・図書費	農業に関する参考図書(家の光など)
26-3月頃	農業共済	●●	建物掛金	経費 農業共済掛金	農舎、格納庫
26-03-24	出資配当金	H25 ネンド	○○○	配当所得として計算	源泉徴収税額あり要確認
26-03-24	利用高配当	H25 補助金	○○○	収入 雑収入	利用高配当
26-05-31	軽自動車税	●●●●	・・・シ・・・チョウ	経費 租税公課	農機具、農業用自動車
26-06-30	米	出荷契約金振込	○○○○	計上しない	出荷時に差引相殺するため
26-6月頃	会費	●●	農政連会費	経費 租税公課	地区農政連賦課金
26-6月頃	賦課金	●●●●	J A 26 年度	経費 租税公課	J A 賦課金
26-07-25	農業共済	●●	水稻掛金	経費 農業共済掛金	26 年度産水稻共済掛金
26-7月頃	種苗費	●●●●	発芽・硬化苗	経費 種苗費	苗購入者
26-09~10月	米	倉前契約米代金	○○○○	収入 販売金額	出荷米代金
26-09~10月	米	倉前くず米代金	○○○	収入 販売金額	網下米代金
26-09~10月	米	●●●● 出荷契約金返還	○○○○	計上しない	6/30 と相殺のため
26-09~10月	米	倉前契約米代金	○○○○	収入 販売金額	特別栽培米出荷代金
26-09~10月	米	倉前加工米代金	○○○○	収入 販売金額	加工用米出荷代金
26-10月頃	米	CE 契約米代金	○○○○	収入 販売金額	26 年度カントリー利用者
26-10月頃	米	●●●●	CE 利用料金	経費 施設利用料	26 年度カントリー利用者
26-10~12月	防除費	●●●●	ラジコン防除	経費 農薬衛生費	ラジコン防除実施地区
26-11-28	米	25 年産米精算	○○○○	収入 雑収入	25 年産米精算
26-11-28	歳出金	ホクリクノウセイキョク	○○○○	収入 雑収入	米の直接支払交付金
		↑ 越前市・南越前町 11/28			
26-12-16	米	個人集荷協力費	○○○○	収入 雑収入	出荷米 1 俵あたり 200 円

普通貯金の通帳には J A で購入した月々の購買代金が一括して引き落としされていますが、その内容については、各支店に年間供給取引明細表を準備してありますので、これを参考にして農業にかかる経費を抜き出してください。

農業用購買代金の仕訳（JA 年間供給取引明細）

※ 肥料、農薬計・・・水稲作付にかかる肥料・農薬のみ肥料費・農薬費へ計上する。（畑作にかかるものを計上した場合、畑作収入を上げる必要あり）

※ 農業機械計・・・使用可能期間が1年未満又は取得価格が10万円未満の小額な農業用機械は農具費として計上、それ以外は耐用年数に応じて減価償却をしてください。機械の修理代は修繕費へ計上する。



※ 施設資材計・・・出荷米、自家用米の紙袋代は諸材料費へ、種籾は種苗費（苗代等）へ計上する。

※ 自動車・燃料計・・・トラクターやコンバイン、農業用軽トラックの燃料代分を抜き出して（区別ができない場合事業割合で按分）動力光熱費へ記入する。

【平成26年度の年間供給取引明細は、1月20日頃に各支店にて準備してあります。】

減価償却費の計算

減価償却資産の耐用年数等に関する省令が改正され、法定耐用年数の見直しが行われました。

種類 構造・用途	細目	耐用年数		改正後の償却率	
		変更前	変更後	19年3月31日以前取得	19年4月1日以後取得
■ 農業用設備 ■ トラクター  耕うん整地用機具 栽培管理用機具 防除用機具 穀物収穫調整用機具	歩行型トラクター 乗用型トラクター ローター、代掻機 田植機、育苗機 ミスト機、噴霧機 目脱型コンバイン もみすり機、乾燥機	5 3 5 5 5 5 3	7	0.142	0.143
■ 車両運搬具 ■ 一般用のもの 	小型車（総排気量0.66ℓ以下のもの） 軽トラ フォークリフト	4	4 (変更なし)	0.250	
■ 構築物関係 ■ コンクリート道、ブロック道構築物	ブロック畦畔、用水路	20	17	0.058	0.059

JA 出資配当金の配当所得申告について

JA 越前たけふの組合員については、平成25年度の出資配当金が平成26年3月下旬に入金されていますが、この金額については、源泉徴収税額を差し引いた後の金額となっています。

25年度より配当所得・収入から復興所得税を含めて20.42%の金額が源泉徴収されていることや、配当控除（配当所得の10%）があることから、納税額が還付される可能性がありますので、必ず申告するようにしてください。

通帳記載内容

年月日	摘要	コメント	お預り金額	差引残高
26-3-24	出資配当金	H25ネンド	* 8,000	* ○○○○○

所得の種類	種別・所得を生ずる場所又は源泉徴収者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
配当	JA越前たけふ	10,052	2,052
			2,052

支払総額	1,005
支払金額	2,052
支払税額	0

配当所得・収入の金額（円未満切捨）

$$8,000円 \div 0.7958 = 10,052円$$

源泉徴収税額

$$10,052円 - 8,000円 = 2,052円$$

配当控除（配当所得の10%）

$$10,052円 \times 0.1 = 1,005円$$

課税される所得金額が0の場合は、配当控除はできないので注意！

3月24日に入金されている利用高配当は、配当所得ではありません。

雑収入になりますので注意！